

山梨県公報

第千二百九十四号

平成十四年

六月十日

月 曜 日

目 次

結核予防法に基づく医療機関の指定	三〇五
市町村営土地改良事業計画の変更の適当決定	三〇五
道路の区域変更	三〇五
河川区域の指定(二件)	三〇六
公 告	
落札者等の決定について(六件)	三〇六
公聴会の実施	三〇八
平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	三〇八
その他	
落札者等の決定について	三〇九

告 示

山梨県告示第二百五十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
中込内科消化器科医院	甲府市荒川一丁目十一番十二号
有限会社かえて薬局甲西店	中巨摩郡甲西町下宮地六番地二
峡北薬剤師会会営長坂調剤薬局	北巨摩郡長坂町大八田三千九百二十二番地四
すみれ薬局長坂店	北巨摩郡長坂町夏秋九百四十五番地四

山梨県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年七月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 都留道志線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
都留市大野字菅野三二一九番の一地先から 都留市大野字上川原二九五五番の一地先ま で	一一・七 二二・八	六・二丁 一五・〇		二五七・八

山梨県告示第二百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業(葎崎地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)の施行について葎崎市長から協議のあった当該土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年六月十一日から同年七月十日まで
- 三 縦覧場所
葎崎市役所
- 四 異議申出期間
平成十四年七月十一日から同年七月二十五日まで

山梨県告示第二百六十二号

富士川水系に係る指定区間の一級河川雨河内川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に供え置いて縦覧に供する。
平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第五号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第二百六十三号

富士川水系に係る指定区間の一級河川神殿川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に供え置いて縦覧に供する。
平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第五号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク用パソコン等（本庁） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億六千一百万七千七百四十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

行政情報ネットワーク用パソコン等（出先） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億二千二百六十六万六千六百八十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
汎用コンピュータ及び周辺機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌイーシーリース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号
- 五 随意契約に係る契約金額
四千四百七十六万九千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県グローバルウェアシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所

エヌイーシーリース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号

随意契約に係る契約金額

三千二百三十一万三千五百六十六円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
財務会計システムの維持管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千二百八十六万五千元
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

である。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県ウインドウズ予算編成システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年五月七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額

八千二百四十八万八千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 公聴会の実施

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において読み替えて準用する同法第一条ノ五第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

一 開催日時

平成十四年七月四日（木）午後一時三十分

二 開催場所

大月市大月町花咲一六〇八 三 北都留合同庁舎三階大会議室

三 聴こうとする案件

鳥獣保護区の設定について

四 公聴会に関する問い合わせ先

大月市大月町花咲一六〇八 三 富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部森づく
り推進課（電話〇五五四 二二二 七八四一）

● 平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。

平成十四年六月十日

山梨県知事 天 野 建

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十四年六月十日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 河 野 正 三

一 試験日時

平成十四年十月二十日（日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験資格

年齢、性別、学歴等特別な制限はない。

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの）

(二) 写真一枚（申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ

四・五センチメートルから五センチメートルまで、横の長さ三・五センチメートルから五センチメートルまでの大きさのもの）

(三) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については講習修了者証

（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

2 受験手数料

七千円

3 受験申込み受付期間

平成十四年七月二十九日（月）から同年八月二日（金）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで（正午から午後一時までを除く。）

4 受験申込書の提出先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会（郵便番号四〇〇 〇八五三 甲府市下

小河原町二百三十七番地の五）

なお、郵送による場合は、社団法人山梨県宅地建物取引業協会本会あて、簡易書

留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと（平成十四年七月八日（月）から同年八月二日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。）。

5 受験申込書及び試験案内の配布場所及び配布期間

四 4 の場所、同協会富士吉田支部（富士吉田市下吉田千六百四十三番地の一）、同協会巨摩支部（中巨摩郡敷島町大下条五百二十四番地の一）及び同協会峡東支部（山梨市中村八百三十四番地の五）において平成十四年七月八日（月）から同年八月二日（金）まで配布する（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

五 問い合わせ先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会本会（電話〇五五 二四三 四三〇〇）

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月十日

山梨県立中央病院管理局长 山 田 勲

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十四年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

日本美装株式会社山梨支店 山梨県甲府市塩部二丁目三番二十号の一〇一

五 落札金額

千九百四十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和三十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十四年二月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番